平成25年１月31日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［深夜電力（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なった深夜電力（平成25年４月１日実施）において，消費税等相当額を含めた早収料金率を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，本則３（深夜電力Ａ）および本則４（深夜電力Ｂ）に定める早収料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

（１）本則３（深夜電力Ａ）に定める早収料金率

単　　位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜現行料金＞		
１契約につき	1,039.50	49.50
＜変更額＞		
１契約につき	6.30	0.30
＜改定料金＞		
１契約につき	1,045.80	49.80

（２）本則４（深夜電力Ｂ）に定める早収料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜現行料金＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	304.50	14.50
電力量料金		
１キロワット時につき	9.62	0.46
＜変更額＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	0.00	0.00
電力量料金		
１キロワット時につき	0.06	0.00
＜改定料金＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	304.50	14.50
電力量料金		
１キロワット時につき	9.68	0.46